



令和4年度第2回海老名市男女共同参画協議会について（結果）

日 時	令和4年7月29日（金）10時～11時30分
場 所	海老名市役所7階 707会議室
出席者	山本(千)委員、今別府委員、加納委員、越智委員、 蓮見委員、畔上委員、飯田委員、笥委員、滝口委員 参事 森川、課長 篠原、主幹 福岡、主任主事 小貫
欠席者	成岡委員、小島委員、山本(加)委員
傍聴者	なし

【議題】

(1) 第3次海老名市男女共同参画プラン

令和3年度事業評価結果報告書（案）について 資料1

- ・令和3年度の男女共同参画事業に関する所管部署評価に対して、協議会よりご意見・ご提案を取りまとめた。
- ・協議会で更に対面で意見交換を行ったところ、子どもたちへのサービスに関する質疑応答が多かった。話し合いの結果、次の意見を追加することとなった。

【学童施設について】…（6）生涯を通じた健やかで安心な暮らし

「・保育施設の整備については、着実に前進している一方、共働き世帯の増加とともに需要が高まっている学童保育については、施設不足や職員の確保など問題が多く、優先的に対処すべき課題となっています。働きたい子育て世代にとっては、「待機児童」と並ぶ大きな関門「小1の壁」となっています。施設不足については、空き家の活用や放課後の学校設備の利用を、職員の確保については、学童の卒業生に声をかけるなど、行政が適切なサポートを行ってください。」

- ・審議会等における女性登用状況：29.3%（令和4年4月1日時点）
…協議会后、担当課から人数修正の連絡があり、集計を変更した。

別紙のとおり最新の一覧をお知らせする。

(2) 海老名市パートナーシップ宣誓制度導入後の状況について

・・・・・・・・資料2

- ・令和4年4月1日から「海老名市パートナーシップ宣誓制度」を導入した。導入にあたって、第8期男女共同参画協議会によりご意見をいただいた。
- ・利用開始から7月28日現在、4組から宣誓があった。
- ・今後、周辺自治体との制度の連携、国・県への制度拡大の要請、市民向け講座・研修会の実施を行っていく。
- ・制度の周知：広報えびな8月1日号にて、「映画館で夫婦割 パートナーシップ宣誓制度で市内初の民間サービス」として、イオンシネマ海老名の取組みを紹介している。

【質疑応答】

< (1) 第3次海老名市男女共同参画プラン

令和3年度事業評価結果報告書(案)について>

- (委員) 教育サービスについての事業が多い。待機児童問題についてだが、保護者が希望する保育園に入れなかったことはあるか。
- (事務局) 定義として、入園前に第一から第三まで希望をつのる。その中の保育園に入れなかった児童が待機児童となる。なるべく保護者が見学の上で選んでもらい、希望の園に入れるよう調整している
- (委員) 入園できたとしても、職場から保育園の距離が離れていて、不便な思いをしている保護者もいる。
- (事務局) ニーズのある保育園は集中する。特に海老名駅周辺は志望する方が多い。待機児童問題解消のため、公立の保育園だけではなく、認可保育園も増やしていく。
- (委員) 多様なニーズに対応することが望まれている。スピード感をもって解消していくことが必要。東京では定員割れしているというニュースも聞くが、海老名市はどうか。
- (事務局) 当市はむしろ人口が増えている、定員割れの心配はまだ不要。今後の希望者については、常に予測しながら計画を進めている。
- (委員) 学童保育へのサポートも増やして欲しい。子どもが小学校に入学し学童保育を探しても、希望する学童保育が定員に達してしまう現状がある。「待機児童」についてはニュースでも盛んに取り沙汰される一

方で、働きたい親にとっては、小学校入学後の学童保育が新たに「小1の壁」となって立ちは大かっている。

- (委員) 働きたい人が働ける環境を整備することが男女共同参画に必要。
- (委員) 待機児童問題のように、広く問題が知られていくことが重要だが、一般に浸透していくにはまだ時間がかかる。
- (事務局) まさにそのような意見を協議会は求めている。この協議会で声をあげていただければ所管部署へ届く。
- (委員) 例えば、専用の施設ではなく空き家を学童保育として借用している例もある。空き家の活用を広げていければ、場所の問題をある程度は解決できる。
- (委員) 人員の不足の対策として、ある学童保育では、卒業生がスタッフとして働いていると聞いた。また、放課後の学校のグラウンドを遊び場として活用している例もある。
- (委員) 空き家や学校施設の利用など、市の適切なバックアップが必要。予算編成でも考慮に入れて欲しい。
- (委員) 審議会の女性登用率の増加が頭打ち状態で、目覚ましい前進が見られないのが残念。
- (委員) 性別だけではなく委員の個性や経験により選出しているので、委員の自発性に任せるだけでは数値が上がらない。
- (委員) 数値目標だけではなく、具体的な取り組みが必要。例えば、すべての審議会に一律に女性登用を呼びかけるのではなく、女性委員がゼロの審議会に絞って、隔年で聞き取りをするなど、対策を考えて欲しい。
- (事務局) 委員は公募の他、審議会の特性上、学識経験者や関連する団体から選出する場合がある。意見を参考に各審議会にアプローチしたい。

< (2) 海老名市パートナーシップ宣誓制度導入後の状況について >

- (事務局) パートナーシップ宣誓制度について、民間サービス広げようとしている。また、広報えびな8月1日号掲載の市内初の民間サービスでは、協議会委員にイオンシネマ海老名をご紹介いただいた。
- (委員) ぜひ前向きに取り組んでいただきたい。宣誓書があれば、福利厚生等で対応できる事業所は増えていく。
- (委員) 制度が導入されれば、LGBTへの理解も広がっていく。目に入る機会があれば、少しずつ世間の認識は変わっていく。

審議会等における女性登用状況調査一覧

3次プラン目標 35% 以上

番号	名称	根拠法令 根拠条例・規則等	設置年月日	所管課等	R4.4.1			R3.4.1			R2.4.1			R1.5.1			任期 (年)		
					委員総数 (a)	うち 女性委員数(b)	比率	委員総数 (a)	うち 女性委員数(b)	比率	委員総数 (a)	うち 女性委員数(b)	比率	委員総数 (a)	うち 女性委員数(b)	比率			
執行機関	1	教育委員会	地方自治法第180条の5		教育総務課	4	2	50.0%	4	3	75.0%	4	3	75.0%	4	3	75.0%	4	
	2	選挙管理委員会	地方自治法第180条の5		選挙管理委員会事務局	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	
	3	監査委員	地方自治法第195条		監査委員事務局	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	1	33.3%	3	0	0.0%	4	
	4	農業委員会	地方自治法第180条の5		農業委員会事務局	14	2	14.3%	14	2	14.3%	14	2	14.3%	14	2	14.3%	3	
	5	固定資産評価審査委員会	地方自治法第180条の5		市民税課	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	
附属機関（法令設置）	6	国民保護協議会	国民保護法第39条	H18.2.1	危機管理課	33	6	18.2%	32	5	15.6%	32	6	18.8%	32	5	15.6%	2	
	7	防災会議	災害対策基本法第16条	S39.2.29	危機管理課	32	6	18.8%	32	5	15.6%	31	6	19.4%	31	5	16.1%	2	
	8	スポーツ振興審議会	スポーツ基本法第31条	S55.4.1	文化スポーツ課	10	2	20.0%	8	0	0.0%	8	0	0.0%	9	0	0.0%	2	
	9	民生委員推薦会	民生委員法第5条	S40.10.1	福祉政策課	12	3	25.0%	12	4	33.3%	12	3	25.0%	12	3	25.0%	3	
	10	介護認定審査会	介護保険法第14条	H11.8.31	介護保険課	21	10	47.6%	21	9	42.9%	21	9	42.9%	21	9	42.9%	2	
	11	障がい支援区分認定等審査会	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第15条	H18.4.1	障がい福祉課	8	2	25.0%	8	2	25.0%	8	2	25.0%	8	2	25.0%	2	
	12	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条	S34.2	国保医療課	10	5	50.0%	10	3	30.0%	10	3	30.0%	10	3	30.0%	3	
	13	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項	H25.8.1	こども育成課	15	8	53.3%	15	9	60.0%	15	10	66.7%	15	6	40.0%	2	
	14	環境審議会	環境基本法第44条	H11.4.1	環境政策課	12	2	16.7%	11	2	18.2%	12	2	16.7%	12	2	16.7%	2	
	15	都市計画審議会	都市計画法第77条の2	S45.4.1	都市計画課	15	3	20.0%	15	4	26.7%	15	3	20.0%	15	1	6.7%	2	
	16	社会教育委員会議	社会教育法第15条第17条の2	S37.4.1	学び支援課	10	4	40.0%	10	4	40.0%	10	6	60.0%	10	4	40.0%	1	
	附属機関（条例等設置）	17	個人情報保護審査会	個人情報保護条例	H10.4.1	文書法制課	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	2
		18	情報公開審査会	情報公開条例	S63.4.1	文書法制課	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	2
		19	行政不服審査会	行政不服審査会条例	H28.4.1	文書法制課	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	2
		20	特別報酬等審議会	特別報酬等審議会条例	S48.6	職員課	9	3	33.3%	9	3	33.3%	10	3	30.0%	10	3	30.0%	2
		21	公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例	S42.12	職員課	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%	2
22		公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例	S42.12	職員課	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	2	
23		外部評価委員会	外部評価委員会条例	H17.10.1	企画財政課	12	4	33.3%	12	3	25.0%	12	4	33.3%	12	4	33.3%	2	
24		総合計画審議会	総合計画審議会条例	S43.8.15	企画財政課	-	-	-	-	-	-	12	3	25.0%	13	4	30.8%	-	
25		市民活動推進委員会	市民活動推進条例	H22.4.1	市民活動推進課	8	3	37.5%	8	3	37.5%	8	4	50.0%	8	4	50.0%	2	
26		介護保険運営協議会	介護保険運営協議会条例	H12.4.1	介護保険課	15	4	26.7%	15	4	26.7%	14	7	50.0%	14	8	57.1%	3	
27		企業立地審査会	企業立地促進条例	H20.4.1	商工課	6	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%	2	
28		駐留軍離職者等対策協議会	駐留軍離職者等対策協議会設置に関する条例	S37.4.5	商工課	8	1	12.5%	8	1	12.5%	8	1	12.5%	8	2	25.0%	2	
29		にぎわい振興審議会	にぎわい振興条例	H28.4.1	商工課	10	1	10.0%	10	1	10.0%	10	1	10.0%	10	1	10.0%	2	
30		景観審議会	景観条例	H22.1.21	都市計画課	7	1	14.3%	7	2	28.6%	7	2	28.6%	7	2	28.6%	2	
31		住宅政策審議会	住宅政策審議会条例	H30.6.19	住宅まちづくり課	9	2	22.2%	9	2	22.2%	7	1	14.3%	7	1	14.3%	2	
32		住居表示審議会	住居表示審議会条例	S48.6	住宅まちづくり課	5	0	0.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	0	0.0%	2	
33		空き家等対策審議会	空き家及び空き地の適正管理に関する条例	H28.3	住宅まちづくり課	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	0	0.0%	2	
34		下水道運営審議会	下水道運営審議会条例	S52.4.1	下水道課	8	3	37.5%	10	4	40.0%	10	4	40.0%	9	3	33.3%	2	
35		消防運営審議会	消防運営審議会条例	S49.10.4	消防総務課	8	2	25.0%	8	2	25.0%	8	2	25.0%	8	1	12.5%	2	
36		消防賞慰金等審査委員会	消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例	S44.9.25	消防総務課	4	1	25.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	2	
37		文化財保護審議会	文化財保護条例	H31.4.1	教育総務課	6	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%	5	0	0.0%	2	
38		奨学生選考委員会	奨学金条例	S43.11.1	就学支援課	9	3	33.3%	9	3	33.3%	9	3	33.3%	9	2	22.2%	2	
39		教育支援センター運営協議会	教育支援センター条例	H26.12.15	教育支援課	14	5	35.7%	14	4	28.6%	14	6	42.9%	14	6	42.9%	2	
40		いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止条例	H27.4.1	教育支援課	6	2	33.3%	6	1	16.7%	6	1	16.7%	6	1	16.7%	-	
規則・要綱により設置の審議会等		41	男女共同参画協議会	男女共同参画協議会設置要綱	H18.4.1	市民相談課	12	8	66.7%	12	9	75.0%	12	10	83.3%	12	10	83.3%	2
		42	一人ひとりの命を守る連絡協議会	一人ひとりの命を守る連絡協議会設置規約		健康推進課	27	10	37.0%	27	10	37.0%	15	6	40.0%	15	7	46.7%	-
		43	予防接種対策委員会	予防接種対策委員会設置要綱		健康推進課	9	1	11.1%	10	1	10.0%	9	1	11.1%	9	1	11.1%	2
		44	要保護児童対策地域協議会	子どもを守るネットワーク協議会設置要綱		子育て相談課	19	6	31.6%	19	9	47.4%	18	8	44.4%	16	2	12.5%	1
		45	高齢者虐待対策地域連絡会	高齢者虐待対策地域連絡会等設置要綱		地域包括ケア推進課	13	8	61.5%	13	8	61.5%	13	8	61.5%	13	5	38.5%	2
		46	在宅医療介護連携協議会	在宅医療介護連携協議会設置要綱		地域包括ケア推進課	/	/	/	/	/	/	/	/	/	15	3	20.0%	2
	47	地域包括ケア会議	地域包括ケア会議設置要綱		地域包括ケア推進課	11	8	72.7%	11	8	72.7%	11	8	72.7%	11	9	81.8%	2	
	48	高齢者保健福祉計画策定委員会	高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱		地域包括ケア推進課	-	-	-	-	-	-	12	5	41.7%	-	-	-	-	
	49	農業再生協議会	農業再生協議会規約		農政課	17	3	17.6%	17	3	17.6%	17	3	17.6%	17	3	17.6%	-	
	50	教育支援委員会	教育支援委員会要綱		教育支援課	9	7	77.8%	9	7	77.8%	9	5	55.6%	9	5	55.6%	2	
計					495	145	29.3%	494	145	29.4%	502	157	31.3%	503	135	26.8%			
女性がいる審議会比率					審議会数	女性がいる審議会数	比率	審議会数	女性がいる審議会数	比率	審議会数	女性がいる審議会数	比率	審議会数	女性がいる審議会数	比率			
					47	39	83.0%	47	38	80.8%	49	41	83.7%	50	38	76.0%			



令和4年度第2回海老名市男女共同参画協議会 次第

日時 令和4年7月29日（金）10時～

場所 海老名市役所7階 707会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 第3次海老名市男女共同参画プラン

令和3年度事業評価結果報告書（案）について・・・・・・・・・・資料1-1～2

(2) 海老名市パートナーシップ宣誓制度導入後の状況について・・・・・・・・・・資料2

3 その他

・女性の活躍推進事業所 募集状況

4 閉 会

第3次海老名市男女共同参画プラン 令和3年度事業評価結果報告書（案）について

第3次海老名市男女共同参画プラン令和3年度事業評価結果報告書作成にあたり、協議会の皆様からご意見・ご提案を募集しました。以下のとおり取りまとめましたので報告します。

また、海老名市審議会の女性登用率について、各審議会の男女比が知りたい旨のご意見を多くいただいたため、令和4年4月1日付の集計を資料1-2のとおり情報提供します。

基本方針1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

■施策の方向（1） 市民への意識啓発・・・P3～

- ・各種講座の開催や、リーフレットの配布など、積極的に取り組むことが出来ているように感じます。1度きりの企画で終わるのではなく、継続した活動やステップアップに繋がるような取り組みが必要であると考えます。
- ・意識の啓発が一番難しい課題だと思います。受け取る側が意識を持たなければ、啓発は完成しないからです。時間がかかっても、一步一步前に進めていただきたく思います。
- ・若い方の参加が課題であるとありますが、これは全ての事業にいえることで、どこでも若い方の参加が少なく、これからの課題だと思います。
- ・意識啓発については、継続的に行うことが大切かと思えます。啓発ツールについては、イベント終了後のアンケートや申込時の聞き取りなど、何が有効なのか検証を行ってください。検証の結果を解析して、今後の啓発ツールについて検討するべきかと思えます。個人的には、コロナ禍において、誰でも触れることができる開架式の紙の媒体や自治会の回覧版などは抵抗感を感じるようになりました。
- ・様々な施策を行う中で、どの媒体やツールが有効なのか。もっとも有効でリーチの長いツールで継続的に啓蒙する必要があります。YouTubeチャンネルを開設する、市のホームページをジャックする、SNSでのPRなど、DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用は必要かと思えます。
- ・1番の男女共同参画映画会ですが、今後の目標を設定することは良いことだと思いますが、同時に感染症対策も考えなくてはならないため、300名の会場で150名参加は十分かと思えました。
- ・映画会は幅広い年齢層への参加を促せる効果大と思われます。
- ・映画等の上映やアンケート等は一定の効果があると思われていますが、一方で男女共同参画という言葉自体に認識がまだ浸透していない現状があるため、タイトルやテーマをわかりやすくするなど、周知に工夫が必要です。
- ・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進では、男女共同参画に関連するテーマの具体例をあらかじめ提示する等の工夫が必要です。内閣府男女共同参画局が作成した性暴力予防の教材や、絵本やイラストで子ども向けに性暴力被害に遭遇した時の行動など解説して

いるものもあるので、積極的に提示するなどしてテーマ選びの参考にしていただけるような工夫を期待します。

- ・推進員制度の見直しを検討とありますが、近隣自治体には推進員制度はなく海老名市独自の制度であることから、様々な団体からの参加の協議会委員とは別個に、一般の海老名市民で構成されている推進員制度は、男女共同参画事業の厚みを意味するもので、市のイメージアップにつながる制度と思われます。メンバーが固定化してきた原因の一つとして、コロナ禍で活動ができなかったことで新たなメンバーが定着しなかったことも考えられます。市民の意欲を活用する方向で検討していただきたいと思います。
- ・4番について、学校・幼稚園にテーマ選定が一任されているため、男女共同参画がテーマとされる機会を作りにくいと課題にありますが、現在の社会に起こっているさまざまな問題は、多様性や人権という男女共同参画の視点をもって考えるものが多いことから、取り上げやすいテーマばかりではないテーマ選定を繰り返し提示してくださるようお願いいたします。
- ・5番の情報紙「はばたき」61号のコラムでは、えび〜にゃがレインボーフラッグを持っているイラストに好感がもてました。今後も、このように市民に親しみやすいイラストを積極的に活用して啓発を行っていただくことを期待します。例えば、3月8日の国際女性デーでは、ミモザの花束を持たせたえび〜にゃのイラストが見たいです。
- ・6番の男女共同参画用語集の配架、ホームページ上公開を評価します。更なる広範囲の配布を望みます。
- ・7番の「パートナーシップ宣誓制度」の導入は非常に意味があります。このようにまずは制度を先行させることで、市民の意識・理解が進むことが期待できます。
- ・市民向けLGBT啓発講座は有意義であったと思います。参加人数の観点だけの評価では語れない、市民の間での問題意識を掘り起こすことができた講座であったと思います。
- ・LGBT啓発リーフレットの中学生への配布は素晴らしい事だと思います。継続は力なりといえますので、続けて行っていただきたいです。

■施策の方向（2） 子どものための男女平等教育・・・P8～

- ・子供への教育、指導者への男女平等の理念を推進する教育も重要ですが、それを受け入れる親の理解もまた重要です。子供・教育者・保護者が同じ方向を向くような取り組みが求められています。
- ・人権意識向上に向け、多世代に対して学習機会を提供できていると感じます。子どもたちが学校で学んできたことを、各家庭でも話し合えるような環境ができると良いです。
- ・子どもの男女平等教育は、小学校低学年から積極的に実施していただきたいです。幼少期から教育をきちんと受けていればジェンダーフリー、ジェンダーレスを自然と理解し受け入れられます。その子たちが作る未来は今よりきっと生きやすい世の中や社会になれると思います。

- ・小学生、中学生の時期から性別役割分担意識が根付いてくると考えられます。将来のDVやハラスメントを未然に防ぐためにも、互いに尊重する大切さの教育を、性に関する教育の分野と連携して取り組んでくださることを望みます。
- ・小中学校での人権教室等、コロナ禍のなかで事業を実施することが難しい現状がありました。コロナ禍が収まれば、再度小中学校での教育の実施が望まれます。今後、コロナの感染状況をみながら、各学校と調整し、安心できる環境で実施してください。
- ・教職員の人権感覚を高めることが重要ですが、教職員の公務時間が多忙のなか、いかに時間調整がとれるかは慢性的な問題です。オンライン動画視聴などを駆使することで、担当者以外の視聴も増えることを期待します。
- ・11番の学校教育用資料の提供についてですが、プログラム、ポスター、ガイドブック等、文書などによる情報は氾濫しています。目と耳、両方から情報が入るように紙の資料以外にも、映像などを活用することを提案します。
- ・学校現場での人権教育や男女の性別役割分担意識にとらわれない感覚の養成は、非常に重要だと思います。学校教育用資料については、活用してこそ意味があると思いますので、活用実態のフォローと検証もしっかり行っていくべきだと思います。
- ・12番の「性の多様性」についてのワークショップが出来た事は評価できます。
- ・10～12番の人権教育のワークシートプログラム集などが、どのように活用されているのかの確認も含めて、十分な周知をお願いします。特に子どもの権利条約や2022年6月成立の子ども基本法は当事者である子どもたち自身にぜひ知っていて欲しいと思います。また、児童・生徒に男女共同参画の視点から多様性や人権について話し合う機会を設けていただきたいと思います。児童・生徒の意識が変わることが保護者の理解に波及していくと期待されます。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大状況を見ながらとなりますが、学校の授業やセミナー以外に、実際に男女共同参画に関するテーマをもとに、複数人でワークを行うワークショップなども実施できるといいと思います。
- ・一般的な人権教育に加え、男女混合名簿導入の有無やこれまでの生徒会長の性別割合等のデータを集計することによって、学校内のジェンダー平等の取り組みを「見える化」し、一層の努力を促す必要があるように思います。

■施策の方向（3） 女性の人材育成・・・P13～

- ・キャリアサポートセミナー、エンパワーメント講座、タイムマネジメント講座、いずれも市民の関心の高さが伺えました。継続していただきたいと思います。
- ・各種講座の開催は、市民の直接の参加を促すために有効で、テーマも適切だったと思います。女性の人材育成という視点からは、キャリアサポートセミナーは、その具体的実現をめざすもので、ニーズのある人にとっては、そのニーズをダイレクトに満たす有効なものだと思います。
- ・各種講座について、引き続き感染防止対策を講じ、参加者が安心して参加できるようお願いします。今後の目標では、数値目標を設定していて素晴らしいと思いました。

- ・女性の人材育成については、もっと色々な分野で講座などを開いていただきたいと思います。子育て中のママや若い方たちが積極的にその講座を受けられるような周知方法やアイデアを求めます。
- ・コロナ禍によりテレワークなどデジタル分野に長けた人材が求められていますが、子育て等でブランクのある方は、最新のデジタル分野への取り組み時間が少ないと思われるため、無料の講座などが開催されるといいと思います。
- ・働く女性、企業（特に中小企業）の両面に対し、縦続的な後押しが必要かと思います。優良企業の紹介や活躍する女性の紹介を広報誌等でもっと取り上げてはいかがでしょうか。
- ・海老名市の企業で積極的に女性の人材登用を行っている企業の経営者や、海老名市で起業した女性起業家の講演などを行って欲しいです。身近な生の声を聴くことは重要です。
- ・女性の人材育成と併せて、受け入れる側の事業者や企業に対する働きかけも必要であると考えます。
- ・セミナーの実施や就業支援のイベントはとても有効ですが、さらに個別相談を定期的実施できると、さらにリアルな状況も知れると思います。

■施策の方向（４） 政策・方針決定過程への女性の積極的な参画・・・P16～

- ・行政の各部署が協働し、それぞれの立場で取り組んでいることが伺えました。各地方自治体で政策決定に関わる女性が増えていくことにより、国全体に良い変化を及ぼすきっかけとなることを期待します。
- ・18番でジェンダーやLGBTに関心が高い方が延べ95名集まれた事は素晴らしいと思います。人それぞれ考え方に温度差があると思われますが、講座のアンケート等で考えを訊くことは有効であるように感じます。
- ・各種講習会をとおし、女性農業者の交流を活発化することは素晴らしい事だと思います。
- ・台風、水害、豪雨、地震など、防災の分野はこれからますます重要になっていくと思いますので、訓練計画には十分な検証をお願いしたく思います。
- ・避難所運営訓練は、女性の目線を取り入れていく必要があると思います。今回は規模縮小での開催となりましたが、取り組みを進めていただきたく思います。
- ・女性が意思決定過程に参画するためには女性自身がアンコンシャス・バイアスに気づくだけでなく、現在の役員等幹部がそれに気づくこと、そのための働きかけも重要となるように思います。
- ・審議会等の委員の選出には、性別ではなく個人の個性や能力で選ばれるケースも多く、女性登用の割合を数値目標の35%にするのは現実的でないかもしれません。
- ・審議会等委員への女性参画については、女性の委員が少ない審議会にはその理由を尋ね、個別に数値目標と時限を設定する等の働きかけなどが重要だと思います。
- ・数値目標に届かない審議会等への積極的具体的な働きかけと、それを受けての各審議会等からの具体的な目標達成の時期、数値などの報告が必要かと思います。
- ・近年、地域活動でも女性の登用も増えてきているように感じます。今後もこの流れが加速するよう働きかけていただきたいです。

基本方針2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

■施策の方向（5） 働き方の改善・・・P22～

- ・25番のワーク・ライフ・バランスは言葉の意味を知っていても、実現できていなければ意味がないので、一歩進んだ取り組みを検討していただきたいです。
- ・アンケート調査で、男女共同参画に関する用語の認知度を調査することは、今後の事業の指標とするためにも面白いと思いました。
- ・27番の女性の活躍事業所表彰は困難な面もありますが、素晴らしい取り組みだと思えます。継続し、より深化、発展して欲しいです。
- ・事業所を訪問し視察した上で表彰する、という取り組みを評価します。紙面だけでなく、SNSや動画配信等により若い世代に向けた情報発信ができるとよいと思えます。
- ・28番の労働講座のテーマ「フリーランス」や「テレワーク」は、時代に即した実践的なものだったと思えます。ワーク・ライフ・バランスを実現するための働き方の一つの選択肢であり、国もこの分野については整備を進めていますので、労働講座の継続テーマとしても適切だと思えます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響で、講座は制限を受ける場合もあり、人数も限定されますが、対策を検討して引き続き実施をお願いします。
- ・ワーク・ライフ・バランスは働く側への啓蒙も重要ですが、企業に対する働き掛けが重要です。市が主体となり、様々な制度の活用、また市側の支援等を具体的に進めないと、なかなか事業所、特に中小企業は動きません。
- ・仕事と生活の調和と経済成長はどちらも大事で、その実現のためには仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つこと、そのためには家庭内だけでなく企業側も働き方の改善に取り組むことが必要です。

■施策の方向（6） 生涯を通じた健やかで安心な暮らし・・・P26～

- ・女性の活躍を推進するためには、保育園の待機児童の減少や、学童保育の充実が欠かせません。特に、コロナ禍でも保護者が安心して働くことができるよう、保育園や学童の受け入れ体制（職員配置や施設環境）が充実するよう取り組みを期待します。
- ・待機児童0の目標に向けて、保育所の整備には更に万全を期していただきたいと思えます。
- ・病児・病後児保育室開設や子育て支援等、子育てに関する福祉サービスの充実がうかがえます。市民に情報が広く行きわたり、孤立している母子等にも届く支援を期待します。
- ・この報告書の31番で、海老名市に病児・病後児保育事業が開始されたことを知りました。是非継続していただきたいと思えます。
- ・32番の子育て移動サロンは、コロナ禍で利用者が一時減少しましたが、最近増加してまいりました。感染症対策を図りながら、継続的に支援をお願いします。

- ・障がい者介護や高齢者介護は、家庭内事件に繋がりがやすいです。また今回の具体的施策には特に挙がっていませんが、貧困についても同様かと思えます。ひとり親支援はその一部を担っているかと思えますが、ひとり親には限らない場合もあると思えます。情報格差によるサービス享受にも差が出るものです。民生委員等とも連携しながら、実際にニーズが必要な人を発見し、サービスに結び付ける仕組みについての整備もお願いしたいです。
- ・ひとり親家庭への支援（特に経済的な支援）は大変重要ですので最重要課題として継続して支援していただきたく思います。
- ・42番の両親教室の父親参加のニーズが高まり、土日開催の日数を増加したことは評価できます。安心・安全な出産・育児ができるよう今後も柔軟な対応をお願いします。
- ・生涯を通じた健やかで安心な暮らしのため、子育てと介護はこれから両立させなければならない課題です。積極的に民間企業が参入しやすい事業を考える必要があります。
- ・健やかで安心な暮らしには、健康の維持や治安、安定した収入、セーフティネットとしての社会保障、住宅や社会環境などの平常時の安心に加えて、災害に対する予防対策や災害時の迅速な対応も必要と思えます。

■施策の方向（7） 男性のための男女共同参画・・・P38～

- ・男性の男女共同参画は、育児休業をはじめとても大切なことなので、若い世代から幅広く興味関心を持ってもらえるような取り組みを期待します。
- ・男性の講座参加率向上のために、オンラインでの開催を増やす等の検討・検証が出来るとう良いと思えます。
- ・男性の育児参加の促進のため、すくすく広場を土曜日に実施して父親参加率を高めたことは評価できます。今後も父親同士の交流が深まるよう工夫をお願いします。
- ・男性の講座への呼びかけや、すくすく広場への参加呼びかけは、海老名市内の企業や事業所へも広報した方が良いと思われます。
- ・男女共同参画の事業においては、男性の理解がまだまだ不足している面があるため、更に強化が必要だと思われます。
- ・社会の中軸をこれまで担ってきた男性たちの意識と生活スタイルが変わらなければ、男女共同参画は進まないと思えます。「イクメン」という言葉も流行りましたが、これからは介護を担う男性が増えていくような講座等も必要になっていくと思えます。

基本方針3 暴力の根絶と被害者への支援

■施策の方向（8） 配偶者等からの暴力の根絶・・・P41～

- ・相談者の立場に立った相談受付時間の変更や、相談員スキルアップのための研修受講について、目標を達成したことを大きく評価します。
- ・相談件数や実際に経済的支援に結び付けた実績等、被害者の自立支援に関して効果を上げていると感じます。継続的な支援を望みます。

- ・女性に対するDVなど配偶者からの暴力を根絶するためには、被害となった女性が声をあげやすい、逃げやすい環境を整えることが必要です。
- ・表面化するDVは氷山の一角だと思います。家庭内の他人からは見えない場所でのDVはより深刻です。第三者からのほんの少しの情報や通報も見逃さないようにアンテナを立ててキャッチし、積極的に相談に乗ることが大切であると思います。
- ・他市等で実行された有効な対策を参考に支援を行ってください。
- ・DVと児童虐待との関連性が高いので、情報の共有化連携等が必要と考えられます。配偶者からの暴力を子どもの面前で行うと虐待になることから、子どもセンター等との連携が大切だと思います。
- ・DVの相談窓口の認知度は100%になるよう、引き続き啓発をお願いしたいです。
- ・DV被害者の保護から生活支援まで、包括的に支援されていることを評価します。
- ・相談員のスキルアップはもちろん重要だと思いますが、スピード感のある適切な対応がより大事であると考えます。
- ・DV加害者の考え方の歪みを是正しDV被害を減らすためにも、DV加害者の更生プログラム導入をしていただきたいと思います。また、被害者、加害者にならないで済むように、市の広報を使い、DVにいたる心理的なメカニズムを市民の方たちに繰り返し発信していただきたいと思います。常に同じ紙面で同じ情報を目にすることで、周知が進むことを期待します。
- ・近年、家族間の見えないところでの暴力が増加しています。男性も含めた、現状を知るイベント、座談会等があると良いと思います

■施策の方向（9） 暴力の根絶のための予防啓発・・・P42～

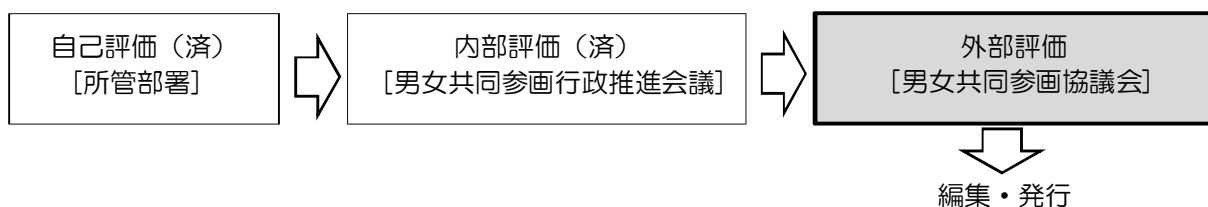
- ・様々な媒体で啓発活動を実施しており評価できます。若い世代やとくに男性に「他人ごと」ではなく「自分ごと」として認識してもらうためには、より具体的な事例を示し、イラストなどを使ってわかりやすく工夫する必要があります。
- ・被害の相談や対応などきめ細やかに支援していただいていると思われまます。多様化・複雑化するなか、未然防止の視点や取組みの充実をお願いします。
- ・事業としては、若い世代の男性への啓発や対応が主となっているようですが、セクハラ等に関しては、若い男性のみならず、高齢の男性も含めた啓発という視点も必要かと思えます。
- ・被害者だけでなく加害者にも、暴力をふるっている自覚を促すために相談窓口が必要と思われまます。加害者側も過去に被害者であったことが多くその心の傷を埋めるために暴力に走ることが多いため、カウンセリングなどの支援対策を進めてください。
- ・実態の把握が難しいため、相談窓口についてのPR活動の強化をお願いします。
- ・他の取り組みと同様に、若い世代に向けた情報発信の方法について検討が必要であると思えます。

- ・配偶者や家族の暴力根絶、身体的なもののみならず、心への暴力も決して許されるものなどありません。小さなSOSを見落とさないような、地域ぐるみの取り組みや部署間の在り方を今一度見直していただき、取り組みを望みます。

■その他

- ・前回までの報告書は見開き式でしたが、今回から一覧表になり見やすくなりました。
- ・自立支援は引っ越しや住まいの確保、就労支援、福祉サービスへのつながり等が想定されますが、実績・成果が住民基本台帳事務における支援措置のみというのはニーズがないのでしょうか。
- ・市民相談課の働き方改革が必要です。
- ・もう少し市が先頭に立ち具体的な施策を立てる必要があると思います。あまりにも実施する項目が多すぎて、これを総てやり切るのは無理ではないでしょうか？もっと実効性のある課題を厳選し解決することが重要と考えます。
- ・人権啓発講演会はYouTubeでの配信が出来たらよいですね。
- ・事業説明に「女性の能力を活用」とありますが、女性はその能力を「活用」されているのではなく、能力を自ら「発揮」しているのです。女性が自らの能力を発揮できる職場、そういう表現に改めていただきたいです。

<参考：男女共同参画プラン 事業評価の流れ>



審議会等における女性登用状況調査一覧（仮）

3次プラン目標 35% 以上

番号	名称	根拠法令 根拠条例・規則等	設置年月日	所管課等	R4.4.1			R3.4.1			R2.4.1			R1.5.1			任期 (年)		
					委員総数 (a)	うち 女性委員数(b)	比率	委員総数 (a)	うち 女性委員数(b)	比率	委員総数 (a)	うち 女性委員数(b)	比率	委員総数 (a)	うち 女性委員数(b)	比率			
執行機関	1	教育委員会	地方自治法第180条の5		教育総務課	4	2	50.0%	4	3	75.0%	4	3	75.0%	4	3	75.0%	4	
	2	選挙管理委員会	地方自治法第180条の5		選挙管理委員会事務局	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	
	3	監査委員	地方自治法第195条		監査委員事務局	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	1	33.3%	3	0	0.0%	4	
	4	農業委員会	地方自治法第180条の5		農業委員会事務局	14	2	14.3%	14	2	14.3%	14	2	14.3%	14	2	14.3%	3	
	5	固定資産評価審査委員会	地方自治法第180条の5		市民税課	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	
附属機関（法令設置）	6	国民保護協議会	国民保護法第39条	H18.2.1	危機管理課	33	6	18.2%	32	5	15.6%	32	6	18.8%	32	5	15.6%	2	
	7	防災会議	災害対策基本法第16条	S39.2.29	危機管理課	32	5	15.6%	32	5	15.6%	31	6	19.4%	31	5	16.1%	2	
	8	スポーツ振興審議会	スポーツ基本法第31条	S55.4.1	文化スポーツ課	10	2	20.0%	8	0	0.0%	8	0	0.0%	9	0	0.0%	2	
	9	民生委員推薦会	民生委員法第5条	S40.10.1	福祉政策課	12	3	25.0%	12	4	33.3%	12	3	25.0%	12	3	25.0%	3	
	10	介護認定審査会	介護保険法第14条	H11.8.31	介護保険課	21	10	47.6%	21	9	42.9%	21	9	42.9%	21	9	42.9%	2	
	11	障がい支援区分認定等審査会	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第15条	H18.4.1	障がい福祉課	8	2	25.0%	8	2	25.0%	8	2	25.0%	8	2	25.0%	2	
	12	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条	S34.2	国保医療課	10	5	50.0%	10	3	30.0%	10	3	30.0%	10	3	30.0%	3	
	13	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項	H25.8.1	こども育成課	15	8	53.3%	15	9	60.0%	15	10	66.7%	15	6	40.0%	2	
	14	環境審議会	環境基本法第44条	H11.4.1	環境政策課	11	2	18.2%	11	2	18.2%	12	2	16.7%	12	2	16.7%	2	
	15	都市計画審議会	都市計画法第77条の2	S45.4.1	都市計画課	15	3	20.0%	15	4	26.7%	15	3	20.0%	15	1	6.7%	2	
	16	社会教育委員会議	社会教育法第15条第17条の2	S37.4.1	学び支援課	10	4	40.0%	10	4	40.0%	10	6	60.0%	10	4	40.0%	1	
	附属機関（条例等設置）	17	個人情報保護審査会	個人情報保護条例	H10.4.1	文書法制課	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	2
		18	情報公開審査会	情報公開条例	S63.4.1	文書法制課	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	2
		19	行政不服審査会	行政不服審査会条例	H28.4.1	文書法制課	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	2
		20	特別報酬等審議会	特別報酬等審議会条例	S48.6	職員課	9	3	33.3%	9	3	33.3%	10	3	30.0%	10	3	30.0%	2
		21	公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例	S42.12	職員課	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%	2
22		公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例	S42.12	職員課	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	2	
23		外部評価委員会	外部評価委員会条例	H17.10.1	企画財政課	12	4	33.3%	12	3	25.0%	12	4	33.3%	12	4	33.3%	2	
24		総合計画審議会	総合計画審議会条例	S43.8.15	企画財政課	-	-	-	-	-	-	12	3	25.0%	13	4	30.8%	-	
25		市民活動推進委員会	市民活動推進条例	H22.4.1	市民活動推進課	8	3	37.5%	8	3	37.5%	8	4	50.0%	8	4	50.0%	2	
26		介護保険運営協議会	介護保険運営協議会条例	H12.4.1	介護保険課	15	4	26.7%	15	4	26.7%	14	7	50.0%	14	8	57.1%	3	
27		企業立地審査会	企業立地促進条例	H20.4.1	商工課	6	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%	2	
28		駐留軍離職者等対策協議会	駐留軍離職者等対策協議会設置に関する条例	S37.4.5	商工課	8	1	12.5%	8	1	12.5%	8	1	12.5%	8	2	25.0%	2	
29		にぎわい振興審議会	にぎわい振興条例	H28.4.1	商工課	10	1	10.0%	10	1	10.0%	10	1	10.0%	10	1	10.0%	2	
30		景観審議会	景観条例	H22.1.21	都市計画課	7	1	14.3%	7	2	28.6%	7	2	28.6%	7	2	28.6%	2	
31		住宅政策審議会	住宅政策審議会条例	H30.6.19	住宅まちづくり課	9	2	22.2%	9	2	22.2%	7	1	14.3%	7	1	14.3%	2	
32		住居表示審議会	住居表示審議会条例	S48.6	住宅まちづくり課	5	0	0.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	0	0.0%	2	
33		空き家等対策審議会	空き家及び空き地の適正管理に関する条例	H28.3	住宅まちづくり課	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	0	0.0%	2	
34		下水道運営審議会	下水道運営審議会条例	S52.4.1	下水道課	8	3	37.5%	10	4	40.0%	10	4	40.0%	9	3	33.3%	2	
35		消防運営審議会	消防運営審議会条例	S49.10.4	消防総務課	8	2	25.0%	8	2	25.0%	8	2	25.0%	8	1	12.5%	2	
36		消防賞励金等審査委員会	消防賞励金及び殉職者特別賞励金条例	S44.9.25	消防総務課	4	1	25.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	2	
37		文化財保護審議会	文化財保護条例	H31.4.1	教育総務課	6	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%	5	0	0.0%	2	
38		奨学生選考委員会	奨学金条例	S43.11.1	就学支援課	9	3	33.3%	9	3	33.3%	9	3	33.3%	9	2	22.2%	2	
39		教育支援センター運営協議会	教育支援センター条例	H26.12.15	教育支援課	14	5	35.7%	14	4	28.6%	14	6	42.9%	14	6	42.9%	2	
40		いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止条例	H27.4.1	教育支援課	6	2	33.3%	6	1	16.7%	6	1	16.7%	6	1	16.7%	-	
規則・要綱により設置の審議会等	41	男女共同参画協議会	男女共同参画協議会設置要綱	H18.4.1	市民相談課	12	8	66.7%	12	9	75.0%	12	10	83.3%	12	10	83.3%	2	
	42	一人ひとりの命を守る連絡協議会	一人ひとりの命を守る連絡協議会設置規約		健康推進課	27	10	37.0%	27	10	37.0%	15	6	40.0%	15	7	46.7%	-	
	43	予防接種対策委員会	予防接種対策委員会設置要綱		健康推進課	9	1	11.1%	10	1	10.0%	9	1	11.1%	9	1	11.1%	2	
	44	要保護児童対策地域協議会	子どもを守るネットワーク協議会設置要綱		子育て相談課	19	6	31.6%	19	9	47.4%	18	8	44.4%	16	2	12.5%	1	
	45	高齢者虐待対策地域連絡会	高齢者虐待対策地域連絡会等設置要綱		地域包括ケア推進課	15	5	33.3%	13	8	61.5%	13	8	61.5%	13	5	38.5%	2	
	46	在宅医療介護連携協議会	在宅医療介護連携協議会設置要綱		地域包括ケア推進課	/	/	/	/	/	/	/	/	/	15	3	20.0%	2	
	47	地域包括ケア会議	地域包括ケア会議設置要綱		地域包括ケア推進課	11	8	72.7%	11	8	72.7%	11	8	72.7%	11	9	81.8%	2	
	48	高齢者保健福祉計画策定委員会	高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱		地域包括ケア推進課	-	-	-	-	-	-	12	5	41.7%	-	-	-	-	
	49	農業再生協議会	農業再生協議会規約		農政課	17	3	17.6%	17	3	17.6%	17	3	17.6%	17	3	17.6%	-	
	50	教育支援委員会	教育支援委員会要綱		教育支援課	9	7	77.8%	9	7	77.8%	9	5	55.6%	9	5	55.6%	2	
計					496	141	28.4%	494	145	29.4%	502	157	31.3%	503	135	26.8%			

審議会数 47 女性がいる審議会数 39 82.9% 審議会数 47 女性がいる審議会数 38 80.8% 審議会数 49 女性がいる審議会数 41 83.7% 審議会数 50 女性がいる審議会数 38 76.0%

海老名市パートナーシップ宣誓制度導入後の状況について

1 趣旨

人権を尊重し、差別や偏見のない、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、令和4年4月1日から「海老名市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

なお、導入にあたっては、第8期海老名市男女共同参画協議会および海老名市人権擁護委員会よりご意見をいただきました。導入後の現在の状況について報告します。

2 制度の内容

性的少数者や事実婚等、同性・異性を問わず、パートナーシップのある二人が、お互いを人生のパートナーであると宣誓したことに対し、市が宣誓の事実を認め、宣誓書受領証及びカードを交付します。

3 利用状況

4組の方から宣誓あり（令和4年7月28日現在）

4 海老名市で利用できる行政サービスの例

- ・災害見舞金の支給申請
- ・要介護認定の申請
- ・市営住宅入居申込
- ・救急搬送証明書交付申請
- ・り災証明書の発行 等

5 今後の課題

(1) 制度の周知

令和4年3月18日に市ホームページにて公開し、広報えびな4月1日号に記事を掲載しました。また、男女がともに歩む情報紙「はばたき」第61号でも紹介しました。

今後は、市内の企業や事業者に対し、宣誓者を結婚に準じた取扱いをしていただくため、チラシ等を活用し、更に制度を周知していきます。

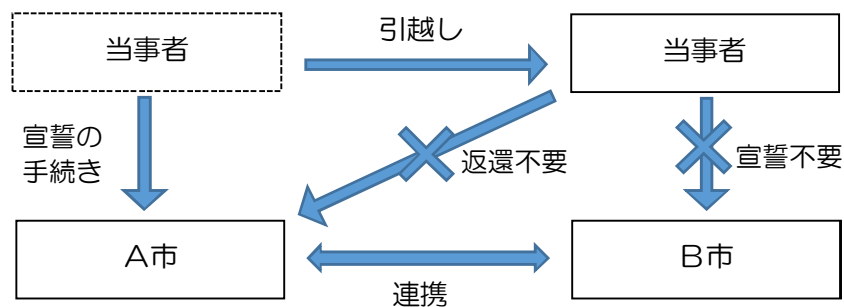
(2) 他自治体との連携

当事者の負担を軽減するため、他自治体と「パートナーシップ制度の都市間相互連携」を実施し、転出・転入時の手続きを簡略化したいと考えています。

現在、パートナーシップ宣誓をした人がその自治体から転出した時は、パートナーシップ宣誓受領書およびカードを返還し、転出先の自治体であらためて手続きを行う必要があります。

こうした手続きを不要とし、制度を更に使用しやすくするため、自治体間でパートナーシップ宣誓制度の連携をすることを検討します。今後、他自治体の制度の調査・研究を進め、連携のための調整を行っていきます。

＜参考：A市からB市へ転出した場合のイメージ＞



(3) 制度拡大への要請

パートナーシップ宣誓制度は各自治体が個別に定めるものであり、婚姻とは異なり法的な効力は発生しません。国または県がリーダーシップをとり、運用方法等の統一を図ることにより、当事者の利便性が向上され、民間サービスの拡充にも繋がるものと考えられます。

このことから、制度利用者の利便性向上のため、県に対し制度の広域利用の要望を行っていきます。

(4) 啓発の促進

引き続き性的少数者への理解を深めるため、市民向けLGBT啓発講座を開催します。

＜LGBT初級講座＞

テーマ 100人いれば100とおりの性～あなたの性はなに色ですか？～

日時 令和4年9月17日（土）10時～12時

会場 海老名市役所 4階 401会議室

講師 平良 愛香（たいら あいか）氏／農村伝道神学校校長

企業・事業所の皆さまへ

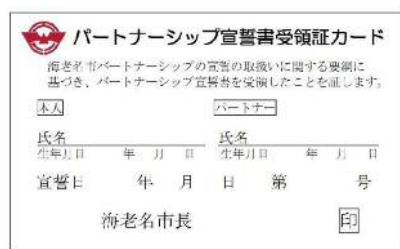
海老名市パートナーシップ宣誓制度

ご協力・ご賛同をお願いします

海老名市は、人権を尊重し、差別や偏見のない誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、令和4年4月から「海老名市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。事業者の皆様におかれましては、市民から宣誓書受領証や受領証カードを提示された場合、婚姻関係や事実婚に準じた取扱いへのご協力・ご賛同をお願いいたします。

パートナーシップ制度とは？

性的少数者や同性・異性を問わず、パートナーシップのある2人が、お互いを人生のパートナーであると宣誓したことに対し、市が宣誓の事実を証明し、①パートナーシップ宣誓書受領証および②宣誓書受領証カードを交付するものです。対象は市内在住の18歳以上の方です。



①パートナーシップ宣誓書受領証 ②パートナーシップ宣誓書受領証カード

皆様をお願いしたいこと

この制度は法的な効力や強制力を有するものではありませんが、市民から①パートナーシップ宣誓書受領証または②宣誓書受領証カードを提示された場合、婚姻関係や事実婚に準じた取扱いのご検討をお願いいたします。

【対象となる取扱いの例】

- ・ 職場における結婚に準じた福利厚生（祝金・休暇など）
- ・ 商業施設や事業所での家族向けサービス など

取扱いをされた企業・事業所におかれましては、海老名市 市民相談課
(☎ 046-235-4568) へお知らせください。



えび〜にゃ



問い合わせ 海老名市 市民相談課 (☎046-235-4568)
〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1
◀くわしくは市ホームページをご確認ください。

